

プライバシーと企業法務： 行政法規による規律

弁護士

渡邊涼介 Ryosuke Watanabe

連載企画／

弁護士 渡邊涼介・弁護士 山岡裕明

I プライバシーと企業法務

1 総論

プライバシー権は、憲法13条後段（幸福追求権）により基礎づけられると解されている¹。

企業法務でプライバシー情報を取り扱う際には、違法なプライバシー侵害に当たらないかが問題となる。違法なプライバシー侵害に当たる場合は、主に行政法規違反に当たる場合と、民法の不法行為（同法709条）に当たる場合に分けられる²。

行政法規における規律には、個人情報保護法以外にも、電気通信事業法による規律など業法における規律等がある。行政法規における規律の対象ではない場合でも、民法の不法行為に該当した場合には損害賠償義務が発生する。

本連載第2回では、プライバシー・個人情報に関する歴史的経緯、プライバシーの取扱場面による考え方を説明した上で、プライバシーに関する行政法規による規律について説明する。なお、プライバシー侵害による不法行為の成立、行政法規違反と民法の不法行為（同法709条）との関係については、第4回で説明する。

2 プライバシー概念に関する歴史的経緯

(1) 歴史的経緯を理解する意義

コミュニケーション技術の進展やそれに伴う情報の利用態様の変化などによりプライバシーの性質・内容や要保護性等は変遷しており、プライバシーの概念を理解するためには、これまでの歴史的経緯を理解することが有益である。以下では、プライバシーの誕生から発展に関する歴史的経緯について、おおよその理解に必要な範囲で紹介する³。

(2) プライバシー概念の誕生から発展

プライバシーが権利として提唱されたのは、アメリカで1890年に発表された、「プライバシーの権利」(The Right to Privacy) という論文においてである。同論文は、他人の私生活上の秘密などを新聞などの媒体で暴露するイエロージャーナリズムに対するものであり、プライバシーの概念は「一人にしておいてもらう権利」であった。1905年以降、アメリカの裁判所は、プライバシーを権利として認めるようになっていった。1960年には、アメリカの学者であるプロッサーが、プライバシーを盗用、侵入、私事の公開、公衆の誤認に4分類している。

1 曾我部真裕ほか『情報法概説〔第2版〕』（弘文堂、2019年）、渡辺康行ほか『憲法I 基本権〔第2版〕』（日本評論社、2023年）

2 プライバシー侵害行為が、名誉棄損罪（刑法230条）等の罪に当たる場合もあり得るが、企業法務との関連性が低いため、本稿の検討対象とはしない。

3 本稿の理解に資する、最小限の範囲で記載している。詳しい内容については、堀部政明『現代のプライバシー』（岩波書店、1980年）、新保史生『プライバシーの権利の生成と展開』（成文堂、2001年）を参照されたい。